

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、今から意見交換会を開催させていただきます。

第2刑事部の裁判官の小倉と申します。よろしくお願いいたします。

今回は審理，評議に長時間を要する事件で，特に裁判所に来ていただく日が大体10日以上で予定されていた事件の裁判員経験者の方々5名の方にお越しいただいております。

全国的に見ても，大阪は割と長期の審理が必要になってしまう事件が多いように思われますけれども，私たち法律家もそのような事件にどのように取り組むかいろいろと工夫しているところではありますが，裁判員の方にもいろいろとご負担をおかけしているかと思えます。今後の改善のためにも率直なご意見を伺えたらと思っております。

進行としましては，まず最初に，日程上の負担の問題についてどのような問題があったか，生活上の問題やら，あるいはお仕事の関係，いろんなご負担もあったかと思えます。その中で審理日程についての配慮が十分であったかどうかをまず率直にお伺いし，その後，実際の審理の中で証拠調べというのがわかりやすく進めることができたのかどうかということ，そして，私たち裁判官の責任になりますが，評議についての進行の日程のとり方，あるいは中間評議等での説明の仕方に問題がなかったのかどうか，あるいは工夫，改善の余地がないかどうか等をお伺いしたいと思っております。最後に守秘義務についての感想やご意見をお伺いした後に，記者の方々からの質問があればお伺いするという形になります。間に10分程度，休憩を入れさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

それでは，本日，私，それ以外に裁判所，検察庁，弁護士会からそれぞれ参加しておりますので，自己紹介をさせていただきたいと思えます。司会の責任で，まず私のほうからさせていただきますけれども，繰り返し述べておりますが小倉と申します。裁判官になって大体23年ぐらいになっておりまして，裁

判員裁判については、施行当時から大体1審の裁判長として関与しております。ただ、10日を超えるような事件というのは、そんなに数をやったことがないものですから、どういう点に気をつけなければいけないのか、工夫すればいいのか、いろいろと勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは順番で、検察官のほうからお願いできますか。

西村検察官：大阪地方検察庁公判部検事の西村と申します。私は検事になって大体13年ぐらい、去年の10月から大阪で勤務をしております。この4月から本格的に裁判員裁判を担当しております。私自身、一番長いものでもやはり全部入れても10日ちょっとという事件を担当したこともありまして、やはり裁判員の方たちのご負担は非常に大きいものがあるのだらうと思いますので、いろんな面を含めて、いろいろご意見を伺えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

登石裁判官：第3刑事部の登石と申します。よろしく願いします。私は裁判官に任官してもう28年ぐらいになります。裁判員制度が始まってからずっと担当しているので、件数としては随分担当していると思いますが、こういった長期にわたるといのはそんなに数はなくて、一番長くても11日とか12日ぐらいだったと思います。その意味では、今回、皆様のご意見をお聞きして参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

高見弁護士：弁護士の高見秀一と申します。私、弁護士になってから23年目になります。今日、参加していただいている裁判員経験者の方にやっていただいた事件も実は担当しておりまして、忌憚のないご意見をぜひともいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

司会者：皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、意見交換のほうに移らせていただきたいと思います。先ほど申しましたように、まず最初は日程上の負担の問題ということですが、始まってから終わるまで、裁判所にお越しいただいたのが大体10日ぐらいはある方ばかり

り、あるいはそれ以上の方で、期間としても始まってから判決まで3週間を超えるような事件、ということはいろいろご負担があったかと思います。このような日程の中で裁判に参加することについて、どのようなご負担があったか等について、まず率直にお伺いしたいと思いますので、1番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：裁判所から案内をいただいたのが1か月以上前でしたので、仕事場のほうで、参加の案内が来ましたので仕事のほうを休ませていただきたいということは、すごくすんなりと受け入れていただきました。

それで、日程のほうは、私がまた全部の日程を組んでいますので、自分がこの裁判に参加する日の日程をお休みさせていただくということは組みやすかったですけども、母の介護をしておりましたので、少し周りの皆さんに手助けしていただかないと、朝9時過ぎに入って、夜の6時というのはちょっと大変だったのと、日程が11月の20日から12月の大体12日ぐらいでしたので、二月にかかるという感じでした。それと、12月にかかりましたので、何かとちょっと忙しかったんですけども、職場の皆さんのご理解により14日間務めさせていただくことができたということはすごく感謝しておりますし、この裁判員を経験させていただいたということは、私にとっても本当にいい経験といったらおかしいですけども、勉強させていただいたと思っておりますので、皆さん、こういうことがございましたら、ぜひ尻込みせずに参加していただきたい、いろいろお話を聞いていただきたいということ、終わった後に聞かれた場合はお伝えしております。

司会者：1番の方の日程は、ほぼ4週間の間に、大体週に1日ずつ休みがあるような感じだったと思いますけども、連続やって、水曜日だけあいて、金曜日だけあいてとか。

裁判員経験者1：週に1度かぐらいですね。

司会者：その日は仕事に出られたんですか。それとも家でぐたっと休んで。

裁判員経験者1：休みの日は全部仕事に出ました。だから、日曜日だけお休みい

ただいて、全部仕事に出ました。そうしないと、日程がとれなかったのです。

司会者：なるほど、ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：私は、別に主婦で仕事も何も持っておりませんので、比較的参加させていただきましてよかったと思っております。

司会者：それでも家事のご負担の関係とかでいろいろなかったですか。

裁判員経験者2：いえ、そんな別にありません。ちゃんとして出てきましたので。

司会者：間の休みなんか、やはりかなり疲れたりはされていませんか。同じように、週に1日とか2日、間があいている日があったと思いますけれども、そういうときはかなり疲れられてましたか。それともまあ普通に家で。

裁判員経験者2：いえ、別に、何かもう神経が図太いほうなので、別に、さほど負担は感じませんでした。でも今回は参加させていただいて大変よかったと思っています。

司会者：ありがとうございます。

それでは、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私、会社のほうは制度化されておりましたので、そういう裁判員制度への出席が認められておりましたので、別にその点は仕事の部分だけ。ただ、最初のほう、何か、この月はあかん月という、アンケートがありましたですね。あのときにこう出しておきますと、そのときは外していただきましたので、ちょうど私、6月と7月に当たったんですけど、うまく外していただきましたので、すごく会社のほうも別に支障もなく、家のほうも何ともなくということで、裁判の間、何の問題もなく過ごさせていただきました。

先ほども1番の方がおっしゃっていましたが、この制度、最初はちょっとどういう裁判になるかってわかりませんよね、全然ね。わからなかったんですけども、実際に裁判員になって、どういう審理の中でというのが、やはり勉強になった。こんなことをやられて、裁判所でやっておられるのか、ちょっとかなり勉強しましたし、なかなかいい経験やったということで、今、思っており

ますので、よろしく申し上げます。

司会者：ありがとうございます。3番の方の日程を拝見しますと、やや特徴的なのが、恐らく評議ができて判決までに少し間があいていた感じですかね。

裁判員経験者3：はい。その間あいていたんですけど、その間、裁判長のほうからちょっと時間があいて申しわけないとあったんですけど、別にその点は全部評議の中で1つずつ詰めていった内容を整理されていって、判決が、これ、皆さん、最後にこれでいいかどうかという裁判長の判断がありますよね。別にきっちりまとめられていたという感じでしたので。

司会者：特に評議が終わって判決まで、ずっと不安定な状態が1週間以上続くというのは、そんなに負担にはならなかったですか。

裁判員経験者3：全然、何ともなくいました。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、4番の方、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者4：私の場合も会社の方の理解がありまして、結構スムーズにお休みがとれてよかったんです。大変いい経験になったと思います。

司会者：4番と5番の方は同じ事件で、相当密な日程が組まれておりますけれども、日によってはほとんど毎日、1週間来なければいけない日もあったりして、日程の組み方としてはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者4：私の場合は結構詰めてもらったほうがよかったんですね、仕事の関係で。だからよかったと思っているんですけど。

司会者：あとこの事件の日程の組み方で特徴的なことは、1つは、選任があって、大体1週間ぐらいしてから裁判が始まるという形でしたけど、その間が離れているというのは結構よかったですか。それとももうすぐに始まってもらったほうがやりやすかったでしょうか。

裁判員経験者4：やはり離れたほうがよかったと思います。

司会者：日程調整のしやすさとかですか。

裁判員経験者4：はい。

司会者：ありがとうございます。

同じ事件ということになりますが，5番の方，よろしくお願ひします。

裁判員経験者5：私のほうもやはり最初，裁判員候補になってから1週間ぐらいあったので，会社とかそちらのほうの調整もとりやすかったです。私，実は，今，当時も栃木県に住んでおりました，去年の10月まで大阪に住んでいたものですから，それで選ばれたんですが，結局，1か月，丸々ほとんど帰れない状態でした。ちょうど6月の18日から7月の17日までの中で17日間あったんですけど，そういったことを考えますと，私みたいな遠くから来るというのは特別なのもかもしれませんけど，逆に木曜日とか何回か休みがあって，何もすることが結局なくて，逆に詰めていただいたほうが，あと午後だけとか，午前中だけとかという日程もありましたので，もう9時，5時ですか，詰めていただいたほうがよかったかなとは思っております。

司会者：それは，もうずっとこちらのほうに来られて，泊まって，休みの日はもう本当に疲れをとるという感じですか。

裁判員経験者5：そうですね。特別な用事がなければ，土日も結局，土曜日に帰って日曜日に来る，ただ移動だけで終わってしまいますので，週末も。ですから，ほとんど大阪に滞在していました。

司会者：お仕事の関係はメールとか電話でいろいろやりとりをしていましたか。

裁判員経験者5：仕事のほうも，たまたまなんですが，新規で事業を担当していたのが4月に始まって，5月でちょうど落ちついたところだったんですよ。ですので，休みもいただけたというか，会社のほうで。こういう長い裁判ですと，今は営業しておりますが，営業とかしておりますと，逆にお断りをせざるを得ないのかなというのは感じました。

司会者：ありがとうございます。逆に言うと，これだけの事件に参加していただく方というのは，本当に周りの協力とか，職場の理解が十分できている方ばかりでなければなかなか参加しにくかったのだろうかと思います。

もう1つ気になる点をお聞きしたいんですけど，逆に選ばれなかったら負

担は相当大きかったですか。選ばれなかった人から時々アンケートで、せっかくあけたのにというご意見も伺うんですが、これだけ日程を確保しておいて、選ばれなかったときの負担ってやはりあったんでしょうか。5番の方から、どうでしょう。

裁判員経験者5：選ばれなかったとしても、特に問題はないと思います。1日、最終選考のときに来るだけということでしたら、問題ないと思います。

司会者：その後の一月をこうあけてしまっていたので、いきなり選ばれないとなったら、その後、また結局、負担を職場にかけてしまうとか、そういう関係というのは余り、大丈夫ですか。

裁判員経験者5：それはなかったです。

司会者：4番の方、いかがですか、この点。

裁判員経験者4：私の場合も全くなかったです。

司会者：そのとき、選ばれなかったら選ばれなかったということで、大丈夫でしたという形で職場に行けば何とかなるような。

裁判員経験者4：最初はお断りしようかなと思っていたんですけど、なかなか経験できないかなと思って出たんですけど。

司会者：どうぞ、5番の方。

裁判員経験者5：選ばれてから1週間あったというのがやはり。

司会者：選ばれなかったら選ばれなかったで調整もできるという。

裁判員経験者5：ええ、調整もできますので、そこはすごくありがたいと思います。

司会者：3番の方は選任から2日後でしたけれど、もし選ばれなかったらというのは何か。

裁判員経験者3：なかったです。なければいよかったよという、セーフでしたという感じでしたので、別に調整とか、仕事の調整がなかったもので、何もなかったと思います。

司会者：2番の方はご家族の関係、選ばれなければ選ばれないで何とかありませんか。

たか。それともやはりせっかく準備したことがいろいろあったのにとか、お願いしたことがあったのにとか。

裁判員経験者 2：いえ，別にないと思います。

司会者：1 番の方，しっかり調整されていたとおっしゃっていましたが，もしそれで選ばれなかったら，いかがでしたか。

裁判員経験者 1：選ばれてから調整しましたが，家のほうでは初めて来たときから当たる予感がしていて，絶対当たるからという感じで，そして当たりましたという感じだったので，何も違和感なく参加できました。

司会者：ありがとうございました。本当にこれだけの事件に参加していただくというのは，それぞれが皆さん，本当にいろいろと周りをご理解していただけているとお聞きして思いました。ありがとうございました。

検察官，弁護人のほうから，あるいは裁判所のほうから何か質問してみたいことがありますか。特に，この点よろしいでしょうか。

登石裁判官：皆さんのお話をお聞きしていて，非常に理解がある職場だなと思いました。しかし，恐らくそうおっしゃっていただいても，きっと調整とかで実際はご苦労されていたのかなという気がするんです。ふだん自分で経験している裁判員裁判とかでお聞きする限りでは，調整とかでかなり苦労されたということと，それからもし選ばれなかったときには影響があったんじゃないかという意見が多かったような気がするんですが。今回，皆さんのお話を聞いていて，ちょっと疑い深いかもしれないんですが，そうはおっしゃっているけど，でもこの辺はやはり苦労したなとか，強いて考えると何かありますでしょうか。

司会者：あえて苦労話をひねり出すとありますか。

裁判員経験者ら：・・・。

登石裁判官：何かふだん違いますよね，少し。

司会者：ですね，正直。

登石裁判官：やはりそれなりに調整して出ていただいて，職場等にはそれなりの負担はかかっている面もあるということが結構あったと思うんですけど。

司会者：逆に言うと，やはりそういう苦勞をする職場の方はこれだけの期間の裁判だと最初から参加できなくなってしまうということが多いんですかね。それなりに準備できる方でなければ，もう最初から難しいということでしたら，多分，1週間，2週間の調整に苦勞するようなところだったら，とても3週間，4週間の事件にはそもそも来られないという方が多かったのかもしれないですかね。

裁判員経験者3：何もなかったです。

司会者：本当に，ある意味，予想外のお答えを受けて，私もまさに，登石裁判官もそうですが，日ごろ裁判をやっていると，評議の場で，こんなに苦勞したんですよとか，仕事はこういう調整があって大変で，選ばれなかったらどうなっていましたかねとか，あるいはアンケートを伺っていても，いや，せっかく日程調整して大変な思いをしたのにみたいなことをちょっと目にするものですから，本当に皆さんありがとうございました。こういうご理解のある方々にいろいろ支えていただいた事件だと思っております。

続きまして，むしろ，検察官，弁護人の方も次のことを一番お聞きしたいことだと思いますけれども，これだけの長期の事件ということで，それぞれにいろいろ争点がある事件，犯人性が争いになる，あるいは殺意が争いになる，あるいは通訳が必要になったり，被告人が2人いたりとか，それぞれいろんな事件があったかと思えます。証人の数も大体8人ぐらいから10人ぐらい，情状証人を入れれば10人を超えるぐらいになる事件もいろいろありまして，相当理解していくのも大変だったかなと思えますが，審理の中での大変だったところ，例えば，証人尋問の中，あるいは書面の朗読を聞いている中で，ちゃんと理解ができたかどうか，いろいろお聞きしたいところがあると思うんですが。審理の順から行くと，まず冒頭陳述というのが最初ありますね。検察官，弁護人が裁判の最初に。あれを聞いて，ちゃんとその後の審理の指標になったかどうか。要するに，ああ，なるほど，これを聞いたから後の証人尋問が非常にわかりやすかったというのがあったかどうか。検察官の冒頭陳述，弁護人の冒頭

陳述，それぞれどうだったか，率直なご感想をまずお聞きしたいんですが。5番の方からよろしいでしょうか。

裁判員経験者5：冒頭陳述は，非常にわかりやすかったというよりも，結構テレビとかで報道されている事件だったものですから，ある程度の概略がわかっていたという部分があって，その中でどういう意見を求めているとか，そういったところだけずっとわからないんですが，そういったところも明確になっていて，すごくわかりやすかったです。

ただ，そうですね，冒頭陳述のことについては問題ないと思います。

司会者：ただって，何かおっしゃりたそうでしたので，おっしゃっていただいていたければ。

高見弁護士：私，退席しましょうか。

裁判員経験者5：ただ，メモとかあるんですけど，弁護士さんのほう，余り少ないんですよね，メモする，パネルとかが多くて。結局，後で覚えていないということがありました。

司会者：やはり何か手元に残るのがあったほうがわかりやすい。

裁判員経験者5：そうですね。後で評議とかするとき。

司会者：わかりました。では，4番の方，お願いします。

裁判員経験者4：私も。

司会者：同じ事件ですね。

裁判員経験者4：そうですね，はい。

司会者：やはり，手元に残るのがあったほうがいいということも同じですか。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：ちょっと注目を集めた事件でもあったんですが，特に選任から始まるまで1週間あり，やはり少し調べたりしましたか。

裁判員経験者5：いえ。

司会者：そうでもないですか。そこは，それまでの自然な知識でということですかね。

裁判員経験者 5 : そうですね。

司会者 : ただ、例えばこんな証人尋問しますというのは、多分、一切報道になかったと思います。そういう意味で冒頭陳述があって、今後の進行というのはわかりやすかったですか。

裁判員経験者 5 : いえ、あんまり。証人尋問というのはどういう。

司会者 : 要するに、今後、どういう証人尋問があって、ああ、こういうことを注意して今後聞いていけばいいんだろうなという、今後の証拠調べについての心構えが冒頭陳述でできたかどうかという。

裁判員経験者 5 : 結構重要な証人の方が一番最初だったものですから、これはここで聞いとかなくちゃいけないことがたくさんあるんだろうなとは思ったんですけど、結局、まだ裁判に慣れていない段階だったので、聞きたいことを聞けなかったというのがありましたね。その証人の方のスケジュールの都合で、もう一度は来られないということだったものですから、余計、ちょっと聞いておきたかったんですが。

司会者 : 振り返れば聞いておきたいというような状況、もうちょっといろいろ最初にポイントがわかっていればよかったというところがあるということですか。

裁判員経験者 5 : ええ、そうですね。

司会者 : 3 番の方、お願いします。

裁判員経験者 3 : 私の事件は、冒頭陳述のときに、検察官のほうがこういう事件でこういう経過があって実際にこうなったというやつ、フローチャート系であらわされた資料があったんです。それを見たときにすごく流れ的にわかりやすかったんです。流れがすごくわかりやすく書かれていまして、すごくよかったかな。争点も、じゃあ、ここは実際にこういう立証がやったんよというやつを後でまた出てくるんですけども、フローというんですかね。最初、こういうことがあって、こうなってというやつを、わかりやすく、我々、素人が見てもわかりやすいチャートになっていたのよかったですかなと思います。

弁護士のほうから出た資料，紙ですかね。ちょっと字が多くて，申しわけないですね。字がずらずらっとありまして，ずうっと流れというような感じで，じゃあ，どこを焦点にして争っているのかなというところ辺がはっきりわからなかった。そういうところ辺がちょっと，冒頭陳述の中の検察官側の資料と弁護士さんの資料と見たときに，ちょっとわかりにくかったかなという気がしました。あとは流れはそれぞれ審理の中で出てくるんですけど，ただ，一番最初に見たときにそういうイメージでした。

ただ，被告人のほう外国の方だったので，中に通訳が入るんですよ。だから，それが，要するに，日本の裁判ですと，1時間で済むところを約，倍かかるという，裁判官の話と弁護側と，それぞれ言うたびに通訳が入ってくるという形でね。それは時間的にちょっとタイムラグというんですかね，ちょっと違和感があったような事件だったと。

司会者：わかりました。検察官は多分A3の紙1枚，よく色つきでこうあるやつで，かつ時系列でというやつですよ。

裁判員経験者3：はい。

司会者：弁護士のほうで，恐らくずっと文字で書いたやつで，通常の紙に普通の文字を書いて，それをずっと読み上げているという感じのものですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：やはりそういう形の冒頭陳述だと，どこがポイントだというのは非常にわかりにくいですか。

裁判員経験者3：ちょっと見にくかったんです。検察官のほうは結構，これかな，こうかなという点についてわかったような気がしました。

司会者：それでは。2番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者2：用紙をいただきましょう。だから，大体それを見ればわかりますので，別に不安とかそういうのはなかったです。

司会者：それはやはり検察官の冒頭陳述ですね。

裁判員経験者2：そうです。

司会者：それで全体の流れ，事件の流れやこういうふうな主張があるんだなというのが出ていて，一方で弁護士さんのほうはどうでした。これはたしか被告人が2人いる事件ですね。

裁判員経験者2：そうです。

司会者：かつ，争点がそれぞれあるものですから，わかりにくいところがありませんでしたか。その辺，最初に聞いて整理はすっとできましたか。それともちょっとわかりにくかった。

裁判員経験者2：少しずつ重ねていくたびに，やはりちょっとずつ少しずつ理解できたんですね。

司会者：まず，検察官から双方の被告人の関係の一連の事件の流れを言って，一方の人が，弁護士さんが言って，また違う弁護士さんが違うほうの立場から言うという流れですね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：1回聞いただけじゃ，ちょっとわかりにくかった感じですかね。

裁判員経験者2：そうですね。別に問題なかったと思いますけど。

司会者：なるほど。別に全くわからないとか，ちんぷんかんぷんとかではないけど，一応はわかるけど，細かいところはこの感じなんですかね，後でだんだんというのは。

裁判員経験者2：別になかったと思うんですけども。

司会者：ありがとうございました。

1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：検察官の方の陳述メモを見せていただいたときに，図柄も入ってまして，見やすかったんですね。流れのとおりいろいろなわかりやすく書いてありましたので，それとびっくりしたのは，カラーが入っていたので，すごく目に入る印象も鮮やかだったんですね。それを見させていただいて，次，弁護士の方のが回ってきたときには，ちょっと文章ばかりで，字が細かいのと，量が多かったので，読むというのにちょっと時間がかかるという感じだったん

です。だから、このメモを見させていただいたときに、やはり初めてこういう裁判に参加するときは、少しでもわかりやすく見やすくしていただいたら、こちらとしては助かりますし、入りやすいと思ったんです。

司会者：最初にやはり双方の主張の全体像を頭に入れるときに、文字がびっしりいっぱいある書面が出てくると、なかなかわかりにくいというのがありますか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：この点はむしろ検察官、弁護人からいろいろお聞きしたいところがあるかもしれません。どうでしょうか、冒頭陳述に関してお聞きしたいことがありますか。

西村検察官：検察官の立場としましては、やはり立証責任を負っておりますので、まず、冒頭陳述で事件を理解していただきたいというのがとても強いんですが、3点ほどお伺いしたいんですけれども。まず、これはちょっと情報量が多過ぎて、1回聞いて理解できなかったという点はなかったかというところと。それから、その後、冒頭陳述のメモなどを見返して、審理の参考にしていただいているのかという点と。それから、その冒頭陳述でどの証拠、あるいはどの証人からどういうふうな事実が立証されていくのかという、証拠の構造ですけど、理解していただけたかという、この点について伺いたいと思います。

司会者：要するに、今、検察官のご質問のほうは、まずちょっと量が多過ぎたという事件はなかったでしょうか。先ほどのご意見の中で、弁護士さんのほうで、ちょっと文字がいっぱいあり過ぎてということもありますが、逆に検察官のほうでも、ちょっとここ多すぎたな、もうちょっと整理したらよかったなというのはなかったかと。あるいは、その冒頭陳述メモというのは、その後の審理の参考になったかどうか。今、例えば、この辺をやっているんだとか、いろんな使い方があると思うんですが、参考になるのかどうか。それから私が最初にちょっとお尋ねしましたが、皆さん、長い期間審理をやっていくという中で、次、こういう証人が出てくると、次はこういう証人が出てくると、この証人からここを聞ければいいんだなという、そういう、審理のポイントとか、証

人尋問のポイントを，冒頭陳述を参考にしてわかったか。そういうご質問ということでもよろしいですか。

西村検察官：はい。

司会者：では，どうでしょう，1番の方。

裁判員経験者1：メモをいただいていたので，常に使用する部屋のロッカーに置いてありましたので，参りましたときに，時間がある限り開けて，毎回見直すということをしていましたし，それと裁判のときに，メモ用紙をいただきましたので，それに逐次言われたこととか，気づいたこととか，書きとめていましたので，その量も結構膨大になりました。それを毎回，出てくるたびに読み返して，そして裁判のほうへ行かせていただくという毎日でしたので，こうやって詳しく手元にいただいているということはすごく助かりました。

司会者：1番の方の事件は，いろんな事実の組み合わせで事件を認定しなければいけないところで，立証構造がちょっと複雑でしたけど，やはりこういう冒頭陳述を見ながら，ああ，今のここの事実をやっているんだな，これがこういう関係にあるんだなと，やはり参考にされたということですか。

裁判員経験者1：はい。それで，やはりこれが一番，手元にありますし，活字になっていますので，そのときの言われたことを思い出すのにすごく重宝させていただきました。

司会者：2番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私の場合は，法廷に入る前に，これは事細かく説明してくださったので，別に，問題はありませんでした。

司会者：冒頭陳述メモ自体はあんまり使われなかったんですかね。

裁判員経験者2：そこはちょっと覚えていないんですけど。ちょっともうど忘れが激しいもので，申しわけありません。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

3番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者3：これ，ずっと冒頭陳述メモを見まして，時系列が書いていまし

て、証人調べてありますね。あのときにこの時系列に沿って、次は警察官、次は医師とか、そういう感じで進みまして、事件の流れと、それから証拠調べの流れが並行して自分たちに分かるようにきれいにまとまって、事件がこういうように動いているから、この順番どおり、この時点で警察官がこうした、あした、それで医師が見たとか、そういう流れとか、近所の証人が声を聞いたというやつが時系列的にきれいにまとめた内容があったので、わかりやすかったです。私、初めてこういうのを見させてもらったんですけども、失礼やけど、会社の資料、こんなうまくできたらいいなというふうな感じで、時系列と、その証拠調べがきれいに並んでいたの、素人の私でもすごく見やすかったという感じを受けました。

司会者：要するに、このメモは時系列が書いてあって、その横にはどういう証拠で立証するというのが書いていたものですか。

裁判員経験者3：そうです。そういうことがうまいこと書かれてたんで、素人の私でも見やすかったという印象があります。

司会者：わかりました。

4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：私も3番の人の意見と一緒に見やすかったです。

司会者：たまには辛口の意見があっても構いませんので。

裁判員経験者5：冒頭陳述、時系列とか、正直言ったら、事細かく理解できたと、私は言えないところがありまして、事件が事件なだけに、ちょっと複雑なことで、余り具体的に言うとあれなんですけど、決定的な証拠がなさそうとか、そういうところがあって、すごい過去の話をしている事件だったので、そのときの時系列を追うのがなかなか難しかったですね。

司会者：情報量が多く書かれている冒頭陳述なんですね。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：かえってそれでわかりにくい、最初の段階ではわかりにくかった感じなんですかね。

裁判員経験者 5：大枠の内容は、先ほど申しましたが、わかりましたけど。

司会者：ぱっと最初に見て、言われた内容が全てぱっと頭に入れるには難しい内容ですか。

裁判員経験者 5：そうですね。今でも見ないと思いつけないぐらいです。あれだけ評議しましたのに、そういう部分もありますね。

司会者：事件が複雑なだけに、そこをどの程度、どういう情報を残すか、難しかったでしょうし。

裁判員経験者 5：そうですね。

司会者：少なくとも聞いてすぐわかるようなものではなかったですかね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：わかりました。

弁護人のほうから何かございますか。

高見弁護士：弁護人のほうは、やはり検察庁は庁として研究をされていて、大体同じようなパターンというか、同じような形でわかりやすくされている。弁護人はそれぞれがちょっと自分の考えるやり方でやるということもありまして、試行錯誤しているところがございます。一般的に弁護士の書面はわかりにくいというふうに言われます。そのとおりだと思うんですけども、もともとこちら側の主張自体が、なんて言ったらいけないんですけど、わかりにくいというか、わかりやすい主張ができる事件はもともと起訴にならないと言ったら変なんですけれども、そういうような形が若干はあるのかなという気もするんです。でもやはりこれから始まる証人尋問、証拠調べが、こちらのイメージが伝わるようなやり方をしないといけないなというふうにはいつも思って試行錯誤しております。

登石裁判官：今回のですと、4番、5番さんの事件がやはり結構日数も多くて、人証の数も多くて、冒頭陳述とかを見ても、用紙で、検察官のでA4で2枚とA3で1枚ですか。弁護人のほうはA4、1枚ということで。全体としてかなり量が多くて、しかし、先ほどご指摘にあったように、見たときの字の密度が

かなり濃くてというのを感じたんです。

5番さんにお聞きしたいんですが、最初の印象を述べられたときに、知っていた事件だから、全体の理解というのは比較的容易だった面があるというふうにおっしゃったと思うんですが、他方において、最初の法律に従って、裁判員をしていただくに当たってのいろいろ注意事項とかルールとかをご説明したときに、要するに、報道とかは置いておいて、今回、法廷にあらわれる主張と証拠だけで判断してくださいというのがあったと思うんですが、その面から見たときに、逆にやりにくいというか、そういう感じとかはなかったでしょうか。知っている事件で、かつ、この冒頭陳述というのがこれだけ多量の情報として出てきたときに、その面はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者5：私のほうは、最初にその事件の裁判に選ばれて1週間あったときに、本当に後で調べたりは全くしなかったんですよ。で、やはり有罪、無罪を決めるに当たって、固定観念にとらわれてはいけないなというのをちょっと考えて、私はその裁判員として臨ませていただきました。ですから、私は無罪であることを探しながらやって、結論そうじゃなかったということだったので、逆にそういう報道とか、そういった情報にはとらわれないように気をつけていました。

登石裁判官：ふだん、裁判員裁判をやっていると、裁判員の方は、非常にその辺を意識してくださって、厳密にやってくださっていると思っています。それで、この冒頭陳述とか、そのほかの書面も含めてなんですが、そういった法曹の書面なり、主張のあり方を見たときに、そうやって非常に気持ちの上で区別して当たろうというふうに努力してくださる方を相手にして、けども、客観的情勢としては、結構報道とかの情報で、実際の知識はある中で、区別しなければいけないというときに、果たして今の法曹の主張のあり方としてよいのだろうか。先ほどちょっと冒頭陳述が情報量が多過ぎたというご趣旨があったと思うんですが、本来的にそうであれば、やはりもっと簡潔なものの方がいいのかなという、自分の印象があるものですから、そういった面で、区別しな

ければという意識と、実際に出てきたこの情報量の多さとの中で、わかりにくいという印象を持たれたのではないかなという気がしてお聞きしてみたんです。

司会者：要するに、むしろ本体は証拠調べなので、そこでちゃんとやるためにはどうしたらいいかというのが冒頭陳述であり、さっき検察官が質問されましたけども、その後の証人尋問をどうやってわかりやすくするか。要するに、必ずしも刷り込みをするための冒頭陳述ではないということは当然ありますから、情報量が多いと、何かかえって刷り込みみたいになって、そうでなくて、ちゃんと証人尋問に臨む、身構えるための仕事としてちゃんとできていたかという観点ということですかね。5番の方は、ちょっと情報量が多かった。むしろかえって頭に入らなくて証拠調べのほうに集中されたのかもしれない感じですか。何か、最初に聞かれたときにわかりにくい冒頭陳述ではあったという形でしたでしょうか。

裁判員経験者5：（うなづく）

司会者：ありがとうございます。まさに、その本体の話、次にお聞きしたいのは、証人尋問とか書証の取調べとか、8人とか10人とか11人とか、もう数多くの方、あるいは被告人も被告人質問を2回も3回も繰り返しとか、複数の被告人質問をやられる。そのような事件を担当された方ばかりなんですけど、次は、まさにその証拠調べというのが本当にわかりやすくてできたかどうか、尋問時間の問題、主尋問、反対尋問、それぞれある中の、あるいはたくさん出てきた中で本当に全部必要だったのかどうかとか、あるいは尋問の中で、あ、この証人はこういうことを立証しようとしているんだな、こういうことを聞けばいいんだなというのがわかりやすかったかどうか、そういう観点からのご意見を伺いたいんですが。

また、1番の方からお願いできますでしょうか。たしか10人ちょっとぐらい証人がいた事件だと思いますが。

裁判員経験者1：証人の方の尋問をされるときに、ちょっと突っ込んでされてい

ることがわかりにくかったこともあったんです。大学の先生が調べられたのを聞かれているときに、こちらは聞かれているのがちょっと突っ込み方がわからないなというときもあったんです。

司会者：例えば、専門家の証人では、DVDの画像鑑定の証人がたしかいて、あと足跡の鑑定の証人とかも出られましたね。

裁判員経験者1：はい、そうなんです。

司会者：足跡のほうですかね、DVDの画像の鑑定のほう。

裁判員経験者1：両方なんですけども、ビデオのほうも背の高さまで計算できるというところで、その被告人と高さが合うという、一致するというところの話なんですけども、来られて、証人の方は一致すると言われて、弁護士さんなんか聞かれるときは、それがどういう理由で一致するのかというところで、ちょっとわかりにくかったところがあったんですね。その方々は専門になさっていて、専門のやり方で証拠調べをされてきた。ちょっとかけ離れるんですけども、テレビでよく、今はそういうテレビのドラマやっていますね。そしたら、私たちの頭にはそういうドラマのが入っているんですね。そのドラマだったら、そういうのを検証されたら、一致したとなる感じが何か私たちが受け取る時には一致していると思うのに、100%一致ではない、でも、それは一致していることになるという感じで、そこら辺のところはちょっとわかりにくかったところがあったんです。

司会者：専門家特有の言い方で、特に科学的なことだと、断言をしようとするんだけど100%じゃないという言い方をしながら、結局、それどういう意味なんですかというのがよくわからないというあたりですかね。そういう専門家の持っている価値観というか、それがうまく話が伝わっていなかった、つかみにくかったところがちょっとありましたか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：それ以外はどうですか、10人、順番に調べていく中で、被告人質問もあったりする中で、もう最初から、なるほどこの証人はこういうことを立証し

ているんだなと、だんだんとよくわかるような感じだったか、それともある程度聞いていって見て、初めてわかるような証人とかも多かったのか。そこはもう一つ一つの証人の位置づけとかははっきりわかりましたか。

裁判員経験者 1：どう言ったらいいかわからないんですけど、わかったようなわからないようなところで、ずうっと長く、質問のやりとりをされるんですね。そのときに、こちらとしたら最終的には一致するというふうになるのに、それが一致になるのか、ならないのかというところ辺で、ちょっとわかりづらかったところがあったんです。

司会者：ありがとうございます。

2番の方、お願いできますでしょうか。証人尋問、2番の方の事件のときもたしか9人ぐらいやっているのかな。

裁判員経験者 2：はい、そうです。

司会者：しかもちょっと特徴的なのは、最初に何か検察官の証拠の説明みたいな証人尋問の形をやられたんですかね。

裁判員経験者 2：はい、幸いなことにカメラ、そういうのがありましたので、もう明白に、皆さん、はい、できましたので。

司会者：2番の方の事件は、たしか現場のあたりが防犯カメラで映っている事件で。

裁判員経験者 2：そうです。

司会者：ただ、それなのに、何人も証人をずっと調べていますよね。となると、この証人の位置づけというのはどういうふうに理解されたんですか。

裁判員経験者 2：やはり酔い過ぎてわからなかったりとか、見ていなかったとか、やはりそういうところがちょっと難しかったんですけども、でもやはりカメラというのはやはりすごいですねと思いました。

司会者：なるほど。じゃあ、基本はもう最初のカメラで本来は大体のきちっとした立証ができていて。

裁判員経験者 2：はい、そうです。

司会者：証人はむしろ確認のような証人が何人も出てきたという感じですかね。

裁判員経験者2：そうですね、はい。カメラの届かないところでも、やはり朝早くからお仕事に行かれる方がはっきりと目撃されたりとかされていたので、比較的。

司会者：逆に言うと、もうちょっと証人が絞れたかなとか、そんな感じですか。それともやはりそれはそれなりに必要な証人が10人ぐらいいたのか。

裁判員経験者2：そうですね。そんなたくさんは出られていなかったと思うんですけども、4人か5人ぐらいかな。

司会者：情状証人もたしかいる事件ですかね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：むしろDVDのほうが。

裁判員経験者2：そうです。より明確に、はっきりとしていましたので、そういうシーンとか全て。

司会者：2番の方も専門家という意味で、お医者さんが出てきて、たしかけがの状況を証言されましたけど。

裁判員経験者2：そうですね。ちょっとやはり専門的にお話しされるので、やはりわかりにくいところもございましたね。

司会者：なるほど、やはり客観的な証拠があって、それから始まると、ちょっとやりやすい事件、理解しやすくなってきますかね。

裁判員経験者2：そうですね。はい。

司会者：たしかこの事件は被告人が2人いる事件でしたけど、そういう意味ではわかりにくさというのはなかったですか。

裁判員経験者2：いえ、別に。

司会者：わかりました。両方とも殺意を争ったので、割と争点が一緒だったという感じですかね。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：ずっと見ていますと、検察官の方はやはり証拠を確実に積み重ねていく手法でずっとどんどんやられていました。弁護士のほうは、矛盾点をうまく突いて、争点を争ったようなイメージだったんですけども、今回、やはり被害者の方のプライバシーの問題がありまして、法廷の、我々がおるほうは顔はわかるんですけども、証人が傍聴人の方と隔離されていて、そういう配慮もすごくされていました。

それと証拠調べの中で、DNA鑑定というのがありまして、あれはDVDで最初勉強会みたいなのをやらされて、こういう確率やから絶対に間違いないよというDVDを見せていただきまして、それで勉強してから、でも、よくわからん、何というか、専門家しかちょっとわからんような感じで、確実にこの方のDNAの確率が100%に近いというようなことが最終的にのってたので、その証拠固めでずっといったんですけど。やはり、そういう理詰めで行っていく検察官の姿、その逆に弁護側はその矛盾点を、どこが、じゃあ、この矛盾点であるかというのをやられているのが、我々見ていて、論点ですかね、ここはやはり問題点だと思うと、後でみんなで審議する中で、そういうところがどうだったかということがやはり勉強になりましたね。だから、検察官のほうは本当に理詰めで、本当にいろんな証拠を集めてきて、きっちりしたもので、確実にこの人が犯人ですよというやつをつくっていく方向ですね。それはやはりすごい、こんな言い方したら失礼かもですが、努力されている面がございまして、感じました。弁護士さんの方は、それは、いや、こういうようなことで、この方は無実ですよということを、逆に弁護士のほうは、そこを突いていくという、お互いの切磋琢磨したところがよかったなというふうに感じました。

司会者：3番の方、先ほど、冒頭陳述で時系列に沿ってだんだん証人が積み上がっていく様子がわかりやすかったというお話でしたけど、性犯罪だったと思うんですけども、やはり時系列に、まずこの証人が出てきて、ここを立証していくと。被害者のほうも最初に証言されたんですね。

裁判員経験者3：そうです、はい。

司会者：その後で，その裏づけの証人が少しずつ出てきてという中で，ああ，あの証言はここは確からしいというのを積み重ねて，非常にそういう意味で構造がわかりやすかったんですかね。

裁判員経験者 3：はい，わかりました。弁護士のほうは，無罪，最初から全然無罪，それは捏造されたというところ辺りから突いてこられて，いや，検察側は，これはちゃんとこういう証拠に基づいてという形でやって，そこはわかりやすかったかなと。

司会者：逆に，ほかの方も同じなんですけど，専門家としてDNA鑑定をした人が出てきたということで，一般に，最初にDVDで，DNA鑑定ってこんなものですよというのを説明した後に，証言していただくということが多いんでしょうけども，尋問自体はいかがでしょうか。鑑定した人の証言は，わかりやすかったかどうか。

裁判員経験者 3：尋問は，採取したお医者さん，それから鑑定した人，それをきっちり持っていった人，鑑定に持っていった人，全部，ああいう形で調べていくんかと思ひまして。ただ，全然違うところに持っていったんですね，捏造されたというところと，確実にこの人のやつをどんな間違いもなく，きっちり鑑定されたという，そこら辺のせめぎ合いですかね。やはりああいう形でやっていくのかなという感じで勉強になりました。

司会者：ありがとうございます。恐らく，最初被害者の証言が出て，本当に信用できるかというのを，あとほかの周りから見て行って，たしか精液を採取した事件だったと思いますけども，ちゃんと採取したのか，それを保管したのか，それをちゃんと鑑定したのかって，この順番にこうなっていくのがわかりやすかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：ああいう形で積み上げて，検察官のほうはやって，大変な労力というんですかね，かかるんだなと感心しました。テレビですと，すぐぽっと簡単なやつで出てきますけど，ああいう形でやっておられるのがわかりました。

司会者：どうもありがとうございます。

4番の方、いかがでしょうか。4番さん、5番さんの事件は本当に複雑な、
いろんな間接事実の中で、大変だったと思うんですが。

裁判員経験者4：証拠が少なかったから、何かすごく考えさせられたんですけど、
やはり証人の方に流されないようにしようというのはありましたね。

司会者：この事件はもう最初の1日はほぼ書面の朗読が続いた事件だと思うんですけど、
その辺はどうですか。書面をずっと1日聞き続けるというので、大体頭に入ったのか、
それともやはり相当負担が多くて、後で何度も見返す感じだったのか。

裁判員経験者4：そうですね。何度も見返す感じでしたね。

司会者：専門家の証言としては、やはりこの事件の法医学の先生ですかね。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：その辺のわかりやすさというのはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者4：余り私はわかりませんでしたね。

司会者：やはりちょっと専門家立証というのは、どの方も難しいところがあるみたいで、
わかりやすく立証するのは難しそうですね。かつ、たしかこの事件は、
犯罪についての立証をした後に、被告人の供述調書を採用するかどうかという
立証まで、たしか2段階で行ったという流れになっています。こういう流れと
いうのはわかりやすかったですか、それともちょっと難しかったですか。

裁判員経験者4：私はあんまりよくわかりませんでしたね。

司会者：ちょっと法律上の問題点があると、なかなか理解しにくいところもあつたり
しますか。

じゃあ、5番の方いかがですか、その辺の、本当に複雑な事件だったと思いますけど。

裁判員経験者5：証人尋問の中で出てくる証人の方というのが、決定的な証拠ではない
ような証人なんです。ですから、非常にすごく判断しづらかったという、
最終的にですね。

それと、先ほども申しましたが、結構重要な証人の方、最初のほうに息子さ

んが出てこられたので、もう一度、彼のほうに、被告人の意見を聞いた後にもまた聞いてみたいというところもありました。食い違いがあったものですから。

それとあとは法医学の先生ですとか、精神鑑定の先生というのも、これ、批判するような言い方して申しわけないんですけど、弁護士さんが連れてきた精神鑑定の先生も、結局、何か聞いていると証拠になっていないような、法医学の先生も結論、検察官さんが狙ったところに話をしていただいていないような気がしたんですよ、両方とも逆にお互い不利になっているような証言が出てきましたので、もうちょっと打ち合わせをされたらいいんじゃないかなって、というのを強く感じました。

あとは私もたけていないんですけども、個人的なスキルの問題なんですけど、検察官の方の分、言いづらいんですけど、弁護士のの方も、最初に主目的を言ってくれないので、周りくどくて、何を問いたいのかというのがちょっとわかりづらい場面もありました。

それと、業界用語というんじゃないんですけど、法律的な問題、異議ありとか言われていたと思うんですけど、そのときの第何条の何々とか言われても、何で異議しているのかというのがよくわからないので、そういうところを説明していただきたいなというのはありました。

あとは検察官の方、同じようなことを何度も繰り返して聞いていたので、何を目的としてそこを何回も聞いているのかということも非常にわからないところがありました。あとちょっと滑舌が。

司会者：ありがとうございます。恐らく、異議の処理の関係は手続的なことなので、裁判官が判断して、本当は、私たち裁判官がちゃんと後で説明しなければいけなかったところもあるかもしれませんが、やはり事件自体が非常に難しいという、その事件自体の難しさが多分あったのかもしれませんが、やはりそうした中で、いろんな間接事実を積み上げて尋問でわかりやすくないとなかなか難しいのに輪がかかってしまった感じになってきますかね。

裁判員経験者 5：裁判長の説明は、すごくわかりやすかったです。ちゃんと最初

に目的を言ってくれるので、あとわからないことも丁寧に、さっきのはこういうことだよというのも全部説明していただいてありがたかったですね。

司会者：やはりまずどういうことをやるのか、目的、結論が、目的地というか、ゴールがわかって進めてもらうとわかりやすいという。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：ありがとうございます。

この点で検察官、弁護人でそれぞれお聞きになりたいことがあるかもしれませんがいかがでしょうか。

西村検察官：まず証人尋問についてですが、今回の長期にわたる審理の場合、先ほど5番さんがおっしゃったように重要な証人が結構最初に出てきたことが多いと思うんですけども、審理のもう終盤に差しかかって、前に何を言っていたのかを忘れてしまうということはないでしょうか。それから、もし、何て言っていたかちょっと思い出せないというときにどのようにして思い出すなり、記憶管理というか、ほかの人に聞くとか裁判長が説明してくれるとか、何かそういうフォローが周りからあったのかなというのがちょっと気になるんですけれども。

司会者：要するにこれだけ長い期間、いろんな証人がいて、特に重要な人ほど最初に調べている中で、そういう証言がちゃんと記憶にとどめるないし思い起こすのをどういうふうにやられていたかという形ですね。5番の方のほうからお願いできますか。

裁判員経験者5：私のほうはメモをもらってましたので、質問が書いてあって、その後空白がある。そこになるべく、メモはいいよと言われながらもメモをとるようにしていました。聞き逃したときは、戻ったときに裁判長なりに裁判官なりに聞いたりして思い出す、忘れないようにしていました。ただ、本当にいろいろあったのでメモが、どのメモがどのメモだかわからなくなるぐらいの量になったものですから、それを見返すのがちょっと大変だったかなというのがありますね。あとはいつもずっと撮影しているので、わからなかったら、実際

は見えていないんですけれども、見られるようになっていきますということになっていたんですけれども、結局は見えてなかったですね。

司会者：ある意味で、それがあから安心感にはなっていた。

裁判員経験者 5：そうですね。

西村検察官：その質問事項を書いたメモというのは、どちらから出してきたものですか。

高見弁護士：双方です。メモというか、項目的なものです。項目的なものだけです。尋問事項ではなくて、項目的なメモですね。スペースが割とあって書いていただくということで、双方がお出ししたものです。

裁判員経験者 5：弁護士さんは余りなかったように思います。あったのはありましたけれども、パネルとかで終わっちゃっていたときとかもあるので、それを書き移すのはすごく大変なんですけれども。あとはその検察官さんからいただいたメモはもうちょっと項目に対するスペース、ボリュームの割り振りを、メモを書けるスペースをもうちょっと。進めていく中でいつの間にかその項目が進んでいるんですけれども、何かだらだらと言っているんで、もう項目でちゃんと区切りというか。

司会者：要するに次はこの項目ですと言わずに、いつの間にか次の項目にいつという感じだったんですか。

裁判員経験者 5：そうですね。言っていたかなくてもいいんですけれども、何かわかるように区切りをつけた話し方をしていただいたほうがよかったかなと思いますけれども。

司会者：4番の方はどうでしたか。

裁判員経験者 4：私もメモでわかったという感じですね。

司会者：これはやはりいろんな証人がいるので、その証人にどういうことを聞かかがあらかじめわかるように、この人にはこういう項目を聞きますよというのが最初に渡されたときのメモですかね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：やはり4番の方もメモをいろいろとられていた。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：やはりこういう事件ですので，そういう工夫もされていたのかもしれませんが，それでもわかりにくいところもあったということなので，なかなか難しい事件だったようですが，3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：結構審理の中でおっしゃっている，要するに自分でメモを書いて，なるべく記憶するようにしたんですけれども，よかったのは通訳している間に結構メモをとることができました。日本語にするのになかなか大変かなと思ったんですけれども，ちょっと間があいてましたね。ポイント，焦点になっているのはこういうところやなど。私もよくわからないので，ちょっと逆に質問させていただければ。

司会者：はい。

裁判員経験者3：ビデオがありますやんか，ビデオの映像って最近はすごくいいでしょ。あれは証拠というんですかね，あれは絶対証拠になるものなんですかね。

司会者：絶対なるとかといいますと。

裁判員経験者3：顔を見て，絶対この人に間違いはないというときに，このビデオが本当に採用されるのかどうか。

司会者：もしちゃんとしたビデオがあって，争点に重要であればまず出てくるはずなんですけれども。

裁判員経験者3：ええ，それが出てきたのでね，ただ，被告人は絶対これ私じゃない，私に似た人やと当然そうなりますよね。当然，私は関係ないということになってきたときに，実際にそういうのは証拠に採用されるのかどうか，そのときね。

司会者：あとは信用できるかどうかですね。

裁判員経験者3：ああ，そうですね。

司会者：証拠は証拠として，あとはこれが本当に。

裁判員経験者 3：検察官のほうも絶対それを出しますので，こういう実証がちゃんと映ってますよ。弁護側は逆にそれは似た人です。誰が見てもよく似てましたという感じになるんですけれどもね。

司会者：3番の方はまず客観証拠もあったという事件だったんですかね。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：通訳事件は，私たちもいつも思うんですけれども，ちょっと間があるので，逆に頭に入りやすいというか。

裁判員経験者 3：そうそう，結構メモがとれます。

司会者：通訳する時間にメモをとる時間があるということですね。2番の方はいかがでしょうか。実際，いろんな証人，最初にDVDをやはり見たということですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：証人尋問自体をちゃんと記憶にとどめること自体についてのご苦労とかがありませんでしたか。

裁判員経験者 2：いや，別に結構，ちょっとメモをとっていらしたので，それでまた一応終わりました，部屋に帰って，それからまたちょっと皆さんでお話し合いをしたりとかしていらしたので。

司会者：1番の方はいかがでしょうか，証人尋問について記憶にとどめることの難しさ。

裁判員経験者 1：皆さんおっしゃるとおりメモをすごく活用しました。それと裁判長が前日の復習を毎回してくださったので，すごくわかりやすかったです。だからもう最初に前日のことをもう一度お話しさせていただきますということで，部屋に入って全員集まったときに最初に復習がありましたので，それで再度思い起こす，そして自分のメモに書いてあることと，書けなかった部分をまた足したりしてましたし，それとまた意見とか言う場合に自分のメモから，例えば重要なところとか抜き出して，そこを皆さんの前で，私はこう受け取ったんですけれどもというような話がすごくやりやすかったですね。だから足ら

ないときは裏も使わせていただきました。

司会者：どうもありがとうございます。証拠調べについてお話を伺っているところで、検察官からのご質問に対して、今一通りお答えいただいたという形になっております。あるいはほかの方からご質問とかありますでしょうか。

高見弁護士：私がお伺いしたかったのは、何日もたつと昔の聞いた証言で心証をとるということ、どうやるのかなという感じがするので。実際のところ証言のときの音声認識システムは使われないんですか。

司会者：事案とか場合によりますけれども、割と頭に入りやすいやつだったら、1回も使わないこともありますし、何回か再生していることもありますけれども。ケース・バイ・ケースでしょうね。

それでは証拠調べの話を伺っていましたので、証拠調べの最終段階で、今度は最後の論告弁論という形で、それまでの証拠調べを踏まえて検察官、弁護人がそれぞれ意見を述べると。ここでそれまでの証拠調べの結果をどう整理して理解するかということ、それぞれ意見を述べますが、これについてのご意見をお伺いしたいと思います。要するに論告弁論を聞いて、それまでの証拠調べの結果が、要するに長く何人も調べた証拠の整理をして、この証拠はこう見るんですよ、こういう証拠がありましたねという、いわゆるプレゼンをして、これが非常に役に立ったのかどうか。それとも何かここら辺がよくわかりにくかったというのがあったかどうか、その点はいかがでしたでしょうか。まず1番の方はちょっと若干複雑なのは、まず罪体についての中間論告という形でたしか犯罪の成否の論告弁論というのを1回やって、次、量刑問題の論告弁論があってやったという感じで、その点も含めて論告弁論のわかりやすさという点はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1：いろいろ疑問を持たれた方に対しては、細かくどこに疑問を持たれたか、そしてその点についてどう考えていらっしゃるのかということは時間をかけてお話しされましたし、裁判長がいろいろな観点から導いてくださったので、その点では無理なく意見を言うことができましたし、皆さん考えが進

めやすかったと思います。

司会者：今、裁判長がという話がありましたけれども、この事件の論告を見て思ったのが、A3でたしか6枚分あるんですよね。多分私これだけの論告を見たことがないくらい相当分厚いやつなんですけれども、この論告を聞いた時点ではどうでしたか。ああなるほどと頭に入ったのか、何かいっぱい言われ過ぎてよくわからないという感じだったのか。あとでむしろ裁判長に説明されてわかるようなことだったのか。その辺はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1：証拠調べのときに、いろいろな証人の方がいろいろな発言をされていましたが、証拠といたしまして、靴にしてもリュックにしても犯人のものであり、被告人が所持していたということが否定できないということでした。

司会者：すみません、要するに証拠は多分この一番かたいところがあるということで判断のしやすさはあったかもしれませんが、それを検察官がプレゼンで説明するときには、要するに論告というのは、1時間近くあったと思いますけれども。

裁判員経験者1：それは長かったのと、段取りでビデオに映すのに手間取って、まだかなあという感じはあったんです。手伝ってあげたいわというのはちょっと言ったんですけれどもね、それはありましたけれども、これだけの書類を出されているのだし、机に置かれているこれだけの書類を見ていましたら、その中から選ばれるのも大変ですし、いつもお見受けしたら旅行用のかばんにごろごろと引っ張ってらしたので大変なことはわかっていましたので、もうそのことは十分みんなで、ああやはりこれだけのことを立証するには大変なことで、こちらもそれを受けとめなければいけないことはみんなで感じておりました。

司会者：ありがとうございます。2番の方は最終のこの論告というあたりのわかりやすさというところは。もうこれで整理できたのか、それともその前に証拠調べの段階から整理をいろいろして確認できたことなのか、あるいはその後の評議で整理できていったのか。

裁判員経験者 2：もう最後におっしゃったようにやはり。

司会者：DVDですか。

裁判員経験者 2：そうそうDVDで、もうはっきりと映っておりましたので、別に。

司会者：そういうふうに客観的な証拠で、ある程度かたいと思っている事件の中で、論告がたしかA3で5ページぐらいありましたね。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：むしろ何かここまでやる必要があるかとか、そういう感じになりましたか。それともこれはこれだけあったほうが自分の頭を整理するのによかったですか。

裁判員経験者 2：そうですね。ちょっと長いかなとかという思いもありますけれども。

司会者：一方で弁護人の弁論のほうはいかがでしたでしょうか。それぞれお2人の弁護士さんが、それぞれやられていたわけですが。

裁判員経験者 2：そうですね、ちょっと元気がない弁護士さんで、ちょっと力強さがなく、その点ではもうちょっとしっかりと言われたほうがいいんじゃないかなと思いました。

司会者：むしろ話し方、プレゼンの仕方としてもっと堂々と述べられたほうが説得力があったというか。

裁判員経験者 2：そうですね。そのほうがわかりやすかったと思いますけれども。

司会者：ありがとうございます。それでは3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：証人の言っていることですね、じゃあこれが信用できるかと、被害者の言うてることは信用できるか、証人が言うことを信用できるかということはずっとそれぞれの皆さんで証拠調べの中で進めていきますね。論告で実際に被告人はうそを言っているというところを順番に積み上げてきたというので、検察側は多分1時間ぐらいの論告だったと思うんですけども、それぐらいで、弁護側は逆に約20分、ちょっと少なかったように記憶しているんです

けれども、時間はわかりませんが、弁護側のほうはやったという証拠は捏造されたというぐらいのことと、それから実際にこの方はやっていないということの裏づけですね、それをおっしゃったんですけれども。あとは被告人がやったか、やらなかったかという実際の論点ですね、それは検察側のほうがプレゼンとしてはうまいこと、訴え方がうまいと言ったらちょっと失礼かも知れませんが、わかりやすく言ってましたね。弁護側のほうは最初の冒頭陳述と同じで文章ばかりが書かれているものということで、じゃあそれはどこが変更しているのか、どこがうそをしているのかというのがちょっと見えにくかったですね。論点がちょっとぼやけていたというか、そういうイメージを受けました。評議の中で裁判員の方々といろんな討議をして、裁判長のほうがこういふことでこうなっているということを細かく説明していただきましたので、その点は結構よかったなあと思います。

司会者：裁判長のほうが要は説明とかを補充して。

裁判員経験者3：ええ。我々は素人ですので、わからんことがたくさんありましたので、そこはもう裁判長のほうとか、裁判官のほうでこれはこういうことを言っている、ここはこういう説明しているということをきっちりおっしゃっていただきましたので、それはありがたかったかなと思いました。

司会者：最初の法廷で検察官と弁護人の意見を聞いただけではちょっとよくわかりませんでしたか。

裁判員経験者3：そうですね。どこをじゃあ焦点として争っているのかということから辺がずっと最後の論告までずっとあれになっていましたので、それでだんだん勉強していきまして、やはり裁判員のほうも勉強しますので、お互いの意見の違いというのものはやはり出てきます。それも仕方ない話で客観的に受ける感覚が違うので、ましてやそういう事件が事件で、女性の感覚、男性の感覚が違いますので、そこはもうこういうことで論点、すり合わせもちゃんとおっしゃっていただきました。裁判官のほうも女性の方がいらっしやいましたので、意見を聞いたなら結構わかりやすく説明をされていました。

司会者：ありがとうございます。4番の方に関しては論告弁論というあたりは。

裁判員経験者4：やはり裁判長の方が後で説明していただいたことはよくわかりやすかったですね。最初は何かわかりにくかったんですけども、親切に説明していただいて、それでよくわかりましたね。

司会者：やはり法廷で検察官と弁護人が意見をばあっと述べた段階だけではちょっと整理しにくかった。

裁判員経験者4：はい、そうですね。

司会者：5番の方は同じ事件でいかがでしたでしょうか、論告弁論については。

裁判員経験者5：検察官さんのほうも弁護士さんのほうも言わんとしていることはすごくわかりました。ただ事件がすごくわからない事件なので、理解できたかといったら、その考えが、私には理解できなかったです。

司会者：そのわからないというのは、この事件自体の難しさか、やはりその意見の内容自体もちょっとわかりにくいところがあったんですか。

裁判員経験者5：事件自体がわからないから、決定的な証拠もないところなんか無理やりになっているような気がしましたので。

司会者：それだけにやはり検察官の意見だけでも何かうーんと思う部分があるしという感じですか。

裁判員経験者5：弁護士の人たちが言われていることもちょっと違うんじゃないかなということもありますし、その事件の難しさというところがすごく印象が強いです。

司会者：逆にそれまでいろんな証人を聞いたり、見てきたのが、この論告弁論で初めて、ああなるほどと思うこと、余りそういうことはなかったのですか。

裁判員経験者5：冷静にその証拠とかを見て考えていたものですから、すごくグレーなところがずっと頭にあってですね。

司会者：必ずしも論告弁論を聞いてから、そのグレーが解消されたというわけでもないですか。

裁判員経験者5：ないですね。

司会者：恐らく事件自体の難しさというのが多分背景にあるかもしれませんが、この点どうでしょう、論告弁論のことで何かここで質問されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

高見弁護士：これは一般的に伺うんですけれども、論告や弁論が評議でどういうふうに使われているのかということをお教えいただきたい。本件については結構です。本当は聞きたいですけれどもそれは置いておいて、一般的に論告弁論というのは、どんなふうに使われているのかということをお教えいただきたいというふうに当事者双方は思っております。

司会者：わかりました。要するにいろいろ評議の仕方に議論がありまして、例えば論告とか弁論を対比しながら評議を進めていくというやり方もあれば、自由に意見を言ってもらってというやり方もありまして、要するに最終的に当事者が言った意見というのを評議の中にどう捉えて反映して認識しているのかというところなんですけど、整理していくとそういうことでよろしいかですかね。じゃあ、当然守秘義務の範囲があるのでちょっと非常に言いにくいこともひょっとしたらあるかもしれませんが、おっしゃられる範囲ということで構いませんが、1番の方、いかがでしょうか。論告弁論を、みんなで評議する中で何か参考にしたのかどうか。例えば、順番に検察官が言っていること、弁護人が言っていることを見ていきましょうという形か、それとも余り関係ないという感じなのかとか、そこら辺は。

裁判員経験者1：やはりその中でひっかかったところがある方は、その点について意見を述べられました。そのときにどういうところがひっかかって、自分はどう考えているということを言われ、それを裁判長がまた皆さんにわかるように説明して下さって、その方も説明して下さって進めていたように思います、そのときは。

司会者：そのときにやはり論告とか弁論を。

裁判員経験者1：その部分を1つ抜き出して、ここで私はちょっとひっかかっています、気になってますということをお言われ、それでそのことについて裁判

長もどうひっかかりましたとか聞かれ、そしてそのことについてみんなまた話し合いましたね。

司会者：やはり疑問を持つ1つのきっかけとして、こういう主張があるけれども、これやはりひっかかる場所ですよと、やはりそういうふうに取り上げられる場面があったと。

裁判員経験者1：それとだんだん話し合いをしているうちに思い出したんですけども、紙を渡されまして5枚ずつでひっかかったところとか何かを書いて、そしてホワイトボードに張りまして、私の事件でしたらリュックサックとバックとかどこをどの部分にひっかかったかということで、その紙を張っていく、枚数によって皆さんのひっかかったというところがすごくあらわれる、そういうやり方もされましたので、すごくわかりやすかったです。

司会者：みんなの疑問をどんどん出していくという形ですね。

裁判員経験者1：はい。だんだん後半になりまして、それが頻繁に行われるようになりました。

高見弁護士：ちょっとよろしいですか。そのひっかかったというのは、証人の話がひっかかったという、そういう意味ですか。例えば今聞いた話のうち、ここがひっかかった、そういうような感じで議論をされたという意味でしょうか。

裁判員経験者1：そうですね、その証拠が出て、証拠の中で私は靴のほうが一番証拠としたら重要視したいという感じ。それでそれの中で項目を皆さん自由に自分で書いて、そして張り出されて、そしてまたこのリュックとか靴で疑問に思われた、どういうところが疑問に思われたとか、そういう話に進んでいったと思います。

司会者：疑問の部分もいっぱい出していったと。逆に今おっしゃったのは、自分はこういうことでいけるんじゃないかとか、要するにいろんな思いを出していったという形ですかね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：2番の方はいかがでしょう、論告弁論のところまで。

裁判員経験者 2：同じですね。

司会者：やはりそういういろんな疑問に論告とか弁論とか見直したりされましたか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：要するに，ここで当事者がこんなことを言っているがどうだろうかという感じで進められましたか。

裁判員経験者 2：そうです。

司会者：わかりました。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：やはり今言われたように，やはり検察側の論告の内容と弁論の内容ですね，その部分が一番食い違っているところですね。被告人は絶対そんなもの私は無罪ですという部分と，でもこちらの検察側が言う証拠はこれだけの証拠が出てて，じゃあ，どっち側がどうかというやつ，その都度やはりこの論告と弁論の中をお互いに精査しまして，それで議論という形をとらせていただきました。みんなやはり裁判員の方で，この部分，この部分ということで1こずつやったとか，そういう記憶がありますね。

司会者：論告のほうは検察官はよくありますが，色つきのメモを出して，弁護人の方は文章で書いていらっしゃいますよね。

裁判員経験者 3：文章でこの部分とこっち側の検察官の文章と，この部分がこれのことをおっしゃっていると，そういうのを合わせてやっていきました。

司会者：なるほど。評議の場で，この論告の部分とこの部分と照らし合わせる。本当は法廷で聞いて，すぐぱっと頭に入ればよかったんでしょうけれども，それはやはり評議の中で照らし合わせた感じになるんですかね。そういう意味でも，この弁論というのはもうちょっと，どこがポイントかというのがわかりやすかったらもうちょっとやりやすかったですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：わかりました。4番，5番の方はよろしいということですが，一応お聞きになったほうが。4番の方，どうでしょう。やはりこの最後の論告弁

論を評議の中で参考にされたのかどうかということは。

裁判員経験者 4：・・・。

司会者：じゃあ，同じ事件ですが5番の方お答えいただけますか。

裁判員経験者 5：やはり長い事件だったものですから，評議も長かったものから，やはり忘れてることっていっぱいあるんですよ。その中で私個人的には，この論告弁論でいただいた資料というのは事実確認をするのにすごく役立ちました。弁護士さんからの意見の部分とかは，あとは検察官の意見の部分というのは，それを信じるということとはなかったですけども。

司会者：証拠はちゃんとこんな証拠がありましたよと書いてもらったところが非常に役立ったと。

裁判員経験者 5：そうですね，そこは非常に。

司会者：単なる意見というよりもきちっと証拠を，こんな証拠があるんですと指摘してもらったのがよかったですか。

裁判員経験者 5：そうですね，事実の部分というものが。この事件の決定的な余り証拠がないもので，この意見という部分では余り参考にはなりませんでしたが。

司会者：よろしいでしょうか。ほかに証拠調べ，論告弁論のところでは何かご質問ありますか。

あと最後に次は裁判官のほうにふりかかってくる話でありますけれども，評議のことをお聞きしたいんですが，それでは皆さん難しい長い事件ということで，評議の日程も量刑だけが争点になるような，1日で終わるような事件ではないということで何日も評議をされていた方ばかりですが，評議の日数というのはどうでしたでしょうか。十分であったか，これでも足りないぐらいだったのかとか，あるいはそのときの，既に何人かおっしゃっていただいた方もありますが，裁判官の進め方は適切だったかどうか，評議についてちょっと伺いたいのですが，5番の方のほうからどうでしょうか。評議についての日数の取り方，ないしは内容の進め方，守秘義務があるので具体的な意見は難しいかもし

れませんけれども、感想的なことではいかがでしょうか。

裁判員経験者5：日数的には、いろいろ評議して決めるのにはちょうどよかったと思います。事件が事件なので、このくらい、4日。

司会者：丸々2日評議して、訴因変更の必要性について勧告が何か1回して、確認的な評議をして、言い渡しという流れ。

裁判員経験者5：ですね。こういう中ではこのくらいが妥当なのかなという感じがしました。

司会者：特に長過ぎもせず、短過ぎもせずという感じですかね。間延びしたとかそういうこともなく、逆に足りないこともなくて。

裁判員経験者5：裁判長にちょうどよくまとめていただいたんだと思います。

司会者：4番の方、同じ事件でしたが人によって違うかもしれませんので、長さという観点についてはいかがでしょう。

裁判員経験者4：私も一緒ですね。なかなか難しい事件ただけに、なかなか意見をあれなんで。これくらい長くかかってもしょうがなかったかなという感じはしましたね。

司会者：評議が4日、丸3日ぐらいでしたかね。その間に訴因変更の必要性の勧告をしたりとかあったりもしたので、通算すると5日ぐらいの評議だったということで、そのくらい犯罪事実と量刑を決めるのに必要だったし、かつ足りないということもなかったという感じでしたか。

裁判員経験者4：もうこれ以上しても一緒なのでという感じでした。

司会者：なるほど。それでは3番の方はいかがでしたでしょうか。3番の方の事件は大体評議が午後から始まって大体3日ぐらいでしたか。

裁判員経験者3：そうですね。事件がプライバシーのことがありまして、いろんなことを考えまして、このぐらいの日数は当然かかったと思います。最初の証拠調べの中で第1日目、例えば証人があって帰ってきて皆さんの意見を聞いて、順番に積み重ねて、最後この論告弁論の中で、じゃあこれとこういうことがありますと再度その確認ができましたので、これの日程は多分これぐらいは必

要で、3日ぐらい。1日ちょっと最終日だけ取りやめになりました。

司会者：むしろもう最後は要らなくなったぐらいですね。

裁判員経験者3：はい。2日ぐらいで評議が大体済みましたので、ずっと裁判の流れの中で1こ1こ証人があって、それがどうやったというやつをやってきましたので、これぐらいの日数でよかったかなと思いますね。

司会者：やはり証拠の確認というのを論告弁論からじゃなくて、その都度その都度やっていったのが大きかったんですか。

裁判員経験者3：そうです。ここが論点になっているということを、裁判長のほうが説明してやっていただきました。検察が言うているのが合っててちゅうのは、当然白紙にした状態で考えて、自分で判断してやるという、それでずっと来ましたので、だから2日間ぐらいでちょうどよかったかなという気がします。

司会者：なるほど。まさに証拠の内容は審理の間で確認して行って、終わった後で意見をまた述べるという中で、2日で評議は終えることができたという感じですか。

裁判員経験者3：はい。そういう形で進めていただきましてわかりやすかったです。

司会者：それでは2番の方がいかがでしょうか。

裁判員経験者2：特に問題はなかったと思います。ちょうどよかったと思います。

司会者：割とこの事件の審理の日数はとっていたほうですかね、丸何日間か。

裁判員経験者2：そうですね、はい。

司会者：少し長かったとか、そういうこともなかったですか。

裁判員経験者2：いや、それでもなかったです。感じなかったですね。

司会者：これはそうか、結局2人の被告人のそれぞれの殺意を判断して、かつそれぞれの量刑を判断しなければいけなくて、多分そういう手間があったと思うんですけども。

裁判員経験者2：裁判長がその都度細かく説明してくださったので、別に問題なかったです。

司会者：なるほど。ありがとうございます。1番の方はいかがでしょうか。これも割と評議の日数をとっていたと思うんですけども。

裁判員経験者1：最終評議まで至らなかったんですが、それまでにまとまりましたので。でも一番思ったことは本当に丁寧に聞いてくださって、いろいろ考えることを言えて、みんなが評議できたなあという、最後感想を持ちました。

司会者：たしかこの事件は中間論告をしていますので、その中間論告をした後、丸2日くらい評議があったんですね。そこで最初に多分事実認定についての評議をずっとやられていたと。もうそんなに時間としては足りないこともなかったということなんですか。

裁判員経験者1：はい。4日と5日評議がありまして、それで11月6日にまた。

司会者：量刑に対する証拠調べがあつて。

裁判員経験者1：はい。

司会者：その次の評議はもう丸2日要らなくなったということですかね。

裁判員経験者1：そうですね、1日はなくなったと思います。

司会者：ここはいつも苦労するところなんですけれども、やはり少し余裕を持っておいて1日取り消すという日もあったりするんですけども、ここは1日くらいだったら多少変更があつても、そんなには増減があるというのは気にはならなかったんですか。

裁判員経験者1：皆さん仕事に行けるって、喜んで仕事に行かせてもらいました。皆さんそうおっしゃっていました。

司会者：だんだん時間がなくなってきたので、質問が最後になってしまいますが、評議のあたり、あるいはほかの点も含めてでも結構ですが、質問されておきたい方ございませんでしょうか。

一通り審理日程についてお話をお聞きして、あとは守秘義務を課されているということについてどういうふうにお感じになっているかというのをお聞きして、最初に言っていた方もいらっしゃると思いますが、今後裁判員になる人に向けて等、あるいはやってみて思ったことに対して感想等もお聞きしたいと思

います。

まず守秘義務についてのご感想，要するに守秘義務を課されたことに負担を感じられているのか，いやそんなにでもないですよということなのか，その点率直な感想をお聞きしたいのですが，1番の方，どうでしょう，守秘義務があるということについてのご負担とかは。

裁判員経験者1：最初に説明を受けましたし，そのことについてどこまで守秘義務になるのかちょっと範囲がわからなかったんですけども，円卓のところで評議したことは絶対だめだということと，それと法廷で言われたことは皆さんが聞いているので，そのことは守秘義務に当たらないという説明を受けましたので，その点ではわかりやすかったんですけども。

司会者：その後，特にその守秘義務があるということでご負担に感じるということはないでしょうか。

裁判員経験者1：というよりも気をつけておりました。何か聞かれてもその点はおしゃべりできないので法廷でのことは皆さん知っておられるので，新聞読まれたらわかることですのでということで済ませておりました。

司会者：ありがとうございます。2番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者2：もう当然だと思いますので別に負担はかかりませんでした。

司会者：もうその辺の説明はもう受けられていて，範囲についても迷われていないということですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：ありがとうございます。3番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者3：特に会社のほうに行っても，どうやこれや聞く人もいませんでしたし，ご苦労さんでしたという話でしたので。今言われたように公開の場合，要する裁判の公開の場合のやつは裁判長がおっしゃった，1番さんがおっしゃったように，もう言っても構いませんよと，評議とかその個人的な名前とかそういうやつはやはり。でも余りしゃべりませんでした，正直にだめやと。

司会者：じゃあ，そんなに負担に感じられたことも余りないですか。

裁判員経験者 3：別にそれはいいです。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私も一緒に最初に聞いていましたから負担にはなりませんでしたが。

司会者：5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：特に負担はなかったです。そういう守秘義務があるということも忘れていたぐらいで、今ではですね。こういった方面に来るとそのときの情景とかこんなことを言ったというのは思い出しますが、これはもう生活から切り離れていますので。

司会者：どうもありがとうございます。

それでは、最後にもう一度裁判員をやられた感想ないし、今後務められるような人に何か伝えておきたいことがあれば簡単にお一人ずつ何か言っていただければ助かりますので。5番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者 5：私のほうもすごく、今まで裁判所とかに足を運んだことがなくて、こういうテレビを見ただけのものだったものですから裁判の風景なんていうのはですね。非常にいい経験をさせていただいたと思っています。また機会があればやらせていただきたいなという気持ちもありますし、ただ余り会社の同僚なんかに聞きますと、その候補者ですか、選ばれたときに選ばれたくないという意見を結構聞くものですから、もうちょっとそういう堅苦しいイメージじゃない、払拭できるような宣伝をされたらいいのかなと思いました。

あと最初の話の日程的な問題に戻りますけれども、私みたいに遠方から来るケースはまれだと思うんですが、そういった場合、木曜日だけ休みとかあっても困るので、続けてもっと短期間でやっていただきたいか、もしくは休みを月曜日とか金曜日でしたら3日間あるので移動が、休みの中1日休めるとかできると思いますので。あとはよくこういう裁判ですが、結構殺人とかそういうのが多い中で、今回そういう写真とか出てきたときもトレース図にさせていただいたのはすごくご配慮いただいてありがたく感じています。

司会者：どうもありがとうございました。じゃあ，4番の方，お願いします。

裁判員経験者4：私の場合も最初は本当にお断りしようという気持ちで来たんですけども，経験して，こうやって裁判を進めるんだなというのがよくわかって勉強になったので大変いい経験だと思います。

司会者：どうもありがとうございます。3番の方，お願いします。

裁判員経験者3：今5番の方が言われたように，この裁判員制度ができてまだ4年ということなので，そんなにたくさんの方が実際裁判員になられている方が少ないと思うんですね。本当に我々の周りもおりません。ただ，次になられる方にぜひともこういう裁判員制度に参加して経験というのか，どういう審理が行われているかというのがやはり勉強になります。正直に言って裁判所に来る機会なんてそんな再三ありませんし，そんな悪いことをしたら来れるかもわからないですが，それでは何も無いのでやはりいい経験で，ここに最初に来たとき，正門から入って本当に番号も見せんで入れましたでしょう。びっくりして裁判所ってかちかちの塊かなと思ったんですけども，そういうのもなかったの。また，裁判長も裁判官の方も結構気さくに我々のことをかなり気を使っていたと思うんです。初めて来られたので緊張せんようにいろいろ気を使っていたかまして，本当にもし周りにそういうことが来たら，ぜひとも行っておいでということですので宣伝してあげたいなと思います。こんな経験はなかなかできませんので，すごくいい勉強になると思います。ありがとうございました。

司会者：どうもありがとうございます。2番の方，お願いします。

裁判員経験者2：そうですね，やはりいい経験をさせていただいたと思っております。

司会者：よろしいですか。ありがとうございます。1番の方，お願いします。

裁判員経験者1：フラッシュバックについてちょっとお話ししたいんですけども，強盗殺人だったので，初めて映像を見せていただいたときは，その晩は初めてだったので何もそういうのはなかったんですけども，証拠調べで何回も

血のついた靴とか，そういうのを今度はみんな集まる部屋にまで持ち込んで，みんなで袋に入ったのを見たり，それが何回も続きましたらやはり1日目はなかったんですけれども，もう2日目からは，寝ていたらお布団に入るとちょっと浮かんでくるといったらおかしいですけれども，そういうのが私だけかなと思ったんですけれども男性の方もほかの女性の方もあって，問題にするほど大きくはなかったんですけれども，やはりそういうのはあるということを経験させていただきました。

それと初めてこの裁判所に入りまして，そして朝9時半から6時ごろまで法廷に出なかったら1部屋に入ってますね。すごく初日から不安だったんですよ。それでまた1日その部屋で，法廷に出なかったらいてるという感じで，そのときに裁判官，裁判長の方がご一緒にいてくださり，お昼まで一緒に食べていただいたのがすごく心強かったです。だからそれで，14日間乗り切れたということも言えると思いますので，よく皆さん考えていただいて素人の私たちをこうやって導いてくださっておかげで無事に終わらせていただいたということは本当にありがたく思っております。ありがとうございました。

司会者：その話ですが，遺体だけではなくて，靴に血がついている，やはりそういうものでもやはりかなり。

裁判員経験者1：思い出しますね。見るだけでもなりますね。それでも裁判長が一番見やすいといったらおかしいですけれども，その写真にしてくださったそうなんですけれども，やはり絶対そういうのがないということはなかったです。

司会者：わかりました。これは私たちも気をつけなければいけないことだと思いますのでどうもありがとうございます。検察官，裁判官，弁護士さんの皆さんに一人一人に最後に一言ずつ，何かありましたらお願いします。

西村検察官：本当に今回は長時間にわたる審理ということのテーマで，皆様いろいろご苦労されながらも本当に真剣に最後まで取り組んでいただいているなあということを実感いたしました。やっているほうはやはり夢中ですので，もう始まってしまったら終わるしかないというような感じで，もう毎日毎日証人尋

問とかそういうことに対応するのに精いっぱい、なかなか裁判員の方の反応を見ながらというのは実は結構難しいところはあるんですけども、それだけ本当に熱心に取り組んでいただいているということのをこれからも肝に銘じてきちんと立証していきたいと思いました。ありがとうございました。

登石裁判官：貴重なご意見をありがとうございました。今回出る前に概要を拝見しまして、どれも非常に長期間で内容的にも難しい事件なのでどうだったのかなと思い、いろいろお聞かせいただいたのですが、大変参考になりました。非常に真摯な姿勢でご協力いただいているなというのを改めて感じました。個々の点については途中でご質問させていただきましたが、今お聞きしてまして、やはり最後の1番の方がおっしゃったフラッシュバックの点とか、あるいはところどころに出てきた言葉遣いとか、表現の仕方、プレゼンテーションの点とかでいろいろ考えなければいけないなということを強く感じました。本当にどうもありがとうございました。

高見弁護士：今日は貴重なご意見をお聞かせいただきまして本当にありがとうございました。我々は法廷に入ればもうそのままやるしかなくて、でもそれを受けてくださって真剣に評議をしてくださっているということを再認識してうれしかった、うれしいというのは変な言葉なんですけれども、そんな言い方ですが、ありがとうございました。皆さん、ほかの方にも裁判員をやりなさいとぜひ言っていただいて、もっとわかりやすい立証を、特に弁護士はしなくてはいけないということを再認識しました。ありがとうございました。

司会者：本当に皆さんありがとうございました。ただでさえ負担の大きい事件を担当していただいた方で、これだけ前向きなお答えをいただけるとは本当に思っていませんでした。いろいろどれだけ大変だったんだという話を聞くつもりだったのが、前向きな発言ばかりをいただいて本当に感謝しております。むしろ私たちのほうがいろいろ考えなければいけないことが多いんだなということを改めて実感しましたので、いろいろまた頑張っていきたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。

それでは、これで意見交換会のほうを終わらせていただきます。

以 上